

| | | |
|------------------|--------------------------------|--|
| 被 処 分 者 | 認 定 証 番 号 | 徳島県公安委員会 第 2 1 2 号 |
| | 自 動 車 運 転 代 行 業 名 称 又 は 記 号 | 喜多旅行株式会社 |
| | 主たる営業所が所在する 市 町 村 地 区 | 阿南市 |
| 処 分 年 月 日 | | 令和 3 年 1 2 月 2 8 日 |
| 処 分 内 容 | | 指示処分 |
| 処 分 理 由 | | 随伴用自動車「徳島 5 8 0 む 7 5 3 9」について、令和 3 年 1 月 1 2 日から同年 4 月 1 6 日までの期間において、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 2 条に規定する損害賠償措置を講じなかったため。 |
| 根 拠 法 令 | | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 2 条第 2 項 |
| 処分を行った都道府県 | | 徳島県 |